

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の方や価値創造を図る事業者の方との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた連携
直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかけることによってサ
プライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の
取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の
構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観
点から取引先のテレワーク導入や事業継続計画策定の助言等の支援
も進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法
に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構
築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 價格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては下請事業者から協議の申し入れがあった場合は協議に応じ労務費上の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう十分に協議します。取引対価の決定を含めた契約にあたっては、親事業者は契約条件の書面による明示・交付を行います。

② 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

③ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短期大学発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

取引先には、不当・不合理な依頼はせず、取引価格についてはデータ等に基づき合理的に依頼・交渉します。

約束手形の利用廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2022年2月24日

合同会社ツンツン 代表社員 笠原昌人